

(様式1)

## 入札参加資格確認票

令和 年 月 日

社会福祉法人徳島県身体障害者連合会理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

- 1 工 事 名 障害者支援施設小星園建築工事
- 2 工事箇所 徳島県美馬市脇町字小星748番1の一部 ほか

入札日において、上記工事の入札概要書「2 入札参加資格」に定められた次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 令和5年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿における業種が「建築一式工事」で、かつ徳島県内に主たる営業所を有する者であること。
- ② 徳島県建設工事請負業者選定要綱による建築一式工事格付け（令和5年4月時）が特A級の者であること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出できる者であること。  
入札公告日時点で経営事項審査総合評点（建築一式）1,000点以上であること。
- ④ 延床面積が2,000㎡以上で、かつ、県内の社会福祉施設の新築または増築（増築部分のみの面積が2,000㎡以上）工事の元請けとして、過去10年以内の施工実績（平成25年度以降に完成し、引き渡し完了した工事）を有する者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- ⑦ 徳島県発注建設工事等から、暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの

認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。

⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は、民事再生法に基づく再生手続きの開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は、再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

⑨ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

⑩ 次の要件のすべてを満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。

（ア）一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者

（イ）建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び第 26 条第 5 項の規定による監理技術者講習修了証を有する者

（ウ）延床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上で、かつ、県内の社会福祉施設の新築または増築（増築部分のみの面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上）工事における現場代理人、監理技術者または主任技術者としての過去 10 年以内の業務実績（平成 25 年度以降に完成し、引き渡し完了した工事）を有する技術者。また、現場代理人は他の現場と兼任できないものとし、直接かつ恒常的に工事請負者と雇用関係があること。

⑪ この工事に係る設計業務等の受託者と資金面又は人事面において密接な関連がないこと。

（注） 当確認票は、入札会場において入札執行者の指示により提出すること。